

財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位:百万円)

団体名 三原村

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
159	947	59	1,165

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	2,037	1,982	54	41	60	2,776	
土地取得特別会計	0	0	0	0			
一般会計等	2,037	1,982	54	41	60	2,776	

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
簡易水道事業	118	119	1	1	87	712	639	法非適用企業
農業集落排水事業	64	64	0	0	60	395	387	法非適用企業
国民健康保険特別会計	301	301	0	0	62			
国民健康保険診療所特別会計	39	39	0	0	10	2		
老人保健特別会計	296	303	7	7	26			
介護保健特別会計	213	210	3	3	32			
公営企業会計等 計				4	277	1,107	1,026	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
幡多広域市町村圏事務組合	1,447	1,421	26	26		6,102	90	一般会計
幡多西部消防組合	509	509	0	0		818	44	一般会計(幡多衛生処理センター)
こうち人づくり広域連合	125	116	9	9				一般会計
高知県市町村総合事務組合	6,098	5,185	913	913				一般会計(交通対策共同特別会計)
高知県後期高齢者医療広域連合	682	680	2	2				一般会計
一部事務組合等 計				950		6,920	134	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
三原村土地開発公社	0	75	5		300				
(財)三原村農業公社	2	1,083	60	16	141				
地方公社・第三セクター等 計			65	16	441				

- (注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金		426	
減価基金		295	
その他充当可能基金		541	
充当可能基金 計		1,262	

- (注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	3.49	3.55	0.06	15.00	20.00	簡易水道事業会計		0.0	
連結実質赤字比率		3.26		20.00	40.00	農業集落排水事業会計		0.0	
実質公債費比率	21.5	22.7	1.2	25.0	35.0				
将来負担比率		126.9		350.0					
財政力指数	0.13	0.12	0.0						
経常収支比率	94.3	94.7	0.4						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律20%である(公営競技は0%)。